

民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第十九号

民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件（平成二十五年国税庁告示第一号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十一月二十一日

国税庁長官 江島 一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

